主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合
	耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
	柱について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合
	床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合
法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、九千平方メートル以内のもの
	床面積の合計が九千平方メートルを超え、四万八千平方メートル以内のもの
	床面積の合計が四万八千平方メートルを超えるもの

百一万円	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四十万円を加算した額
通常火災終了時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に百三十三万円を加算した額	
百二十八万円	通常火災終了時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十一万円を加算した額
百一万円	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四万円を加算した額
百二十八万円	
六十一万円	
八十二万円	
百二万円	

主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合
	耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
	柱について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合
	床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合
法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、九千平方メートル以内のもの
	床面積の合計が九千平方メートルを超え、四万八千平方メートル以内のもの
	床面積の合計が四万八千平方メートルを超えるもの

百万円	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三十九万円を加算した額
通常火災終了時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に百三十二万円を加算した額	
百二十七万円	通常火災終了時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十万円を加算した額
百万円	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額
百二十七万円	
六十万円	
八十一万円	
百一万円	